

バス業務委託者等のセミナー

～バス運転業務に係る上限規制と改善基準告示～

岐阜労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. バス会社の現状
2. 改善基準告示について
3. 時間外労働の上限規制について
4. 改正の内容について
5. 改善基準告示 Q & A

バス会社の現状

課題

バス運転手不足

労働時間の規制への対応

〇〇市営バス“運転手不足”で減便

深刻な運転手不足や労働時間の規制で現在のダイヤの維持が困難となった

“修学旅行を直撃”バス運転手を確保できず

中学校の修学旅行で貸し切りバスを手配できず、一部行程を変更

“小学校「プール授業」全面中止”背景にバス運転手不足

プールのある学校に移動するためのバス運転手が確保できず、授業中止

時間外労働の上限規制

自動車運転の業務、建設事業、医師等は適用猶予・除外業務（事業）とされてきたが、令和6年（2024年）4月1日から上限規制が適用される。

改正改善基準告示

拘束時間、休息期間、運転時間、連続運転時間について、新基準が令和6年（2024年）4月1日から適用される。

いわゆる「2024年問題」

1. バス会社の現状
2. 改善基準告示について
3. 時間外労働の上限規制について
4. 改正の内容について
5. 改善基準告示 Q & A

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」 (改善基準告示)

- 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業から終業までの時間(休憩時間を含む))、休息期間(勤務と勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)

- ・長時間労働、交通事故の増加
- ・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択(昭和54年)

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、「改善基準告示」を策定(平成元年)

(中身を伴う改正:平成9年改正が最後)

※制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するに伴い、内容の見直しが行われ現在に至っている。

主な内容

- 拘束時間【始業から終業までの時間(休憩時間含む)】:(1ヶ月)トラック…293時間、バス…4週平均1週65時間、タクシー…299時間(1日)トラック・バス・タクシー…原則1日13時間(最大16時間)
- 休息期間【勤務と勤務の間の時間】:原則として継続8時間以上
- 運転時間:トラック…2日平均1日9時間/2週間平均1週44時間、バス…2日平均1日9時間/4週間平均1週40時間
- 連続運転時間:トラック・バス…4時間以内

※その他、分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船の場合の特例有り。

施行

労働基準監督署

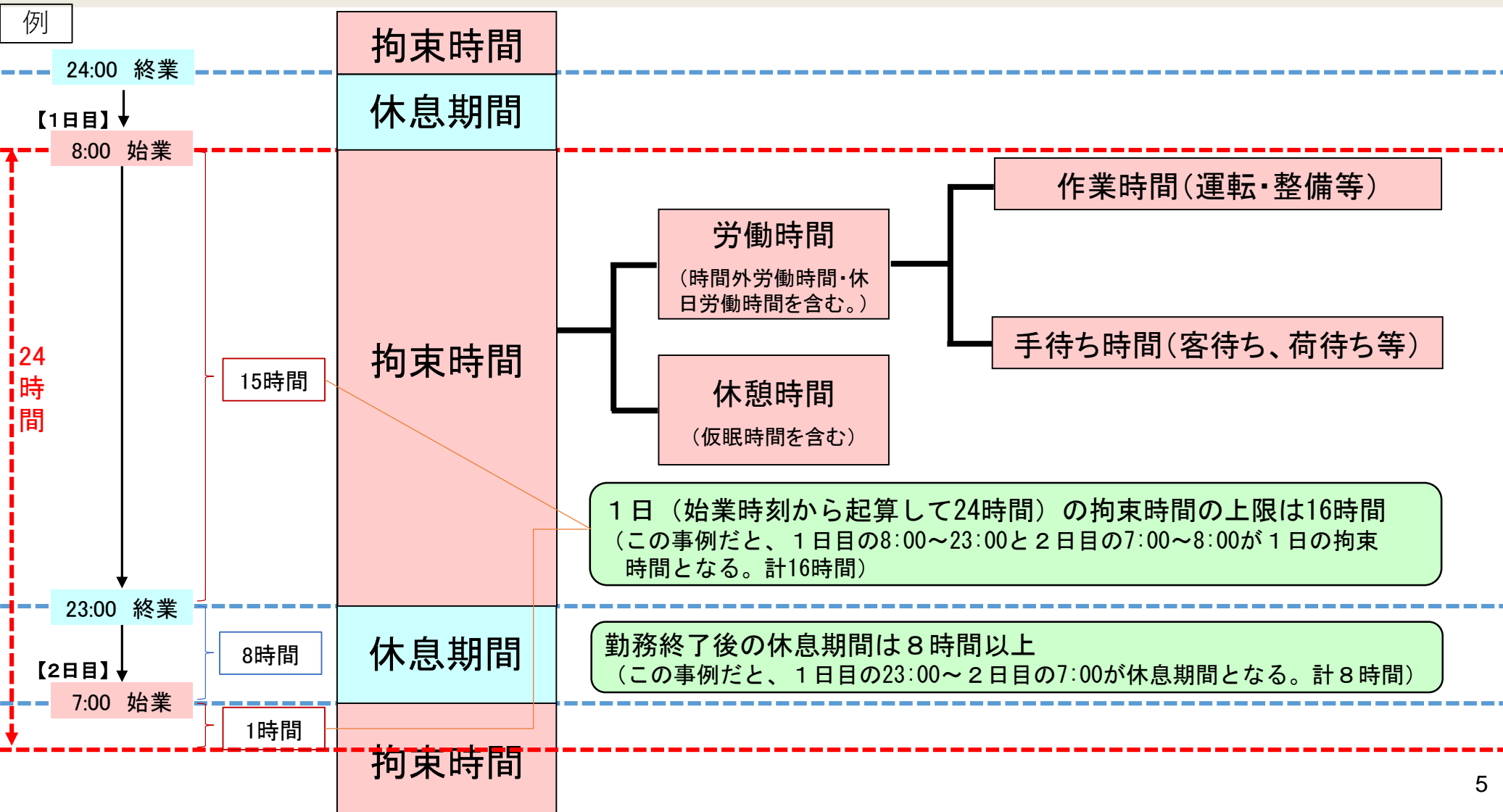
関係労使の自主的改善努力と労働基準監督官の臨検監督等による指導
(令和2年 自動車運転者を使用する事業場への監督指導…3,654件 改善基準告示違反率…51.5%)

国土交通省との連携

- ① 監督署と地方運輸機関との合同による監督・監査
- ② それぞれの機関が把握した改善基準告示違反事案の相互通報

拘束時間と休息期間について

- ▷ 拘束時間とは、労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。
- ▷ 休息期間とは、使用者の拘束を受けない期間をいう。

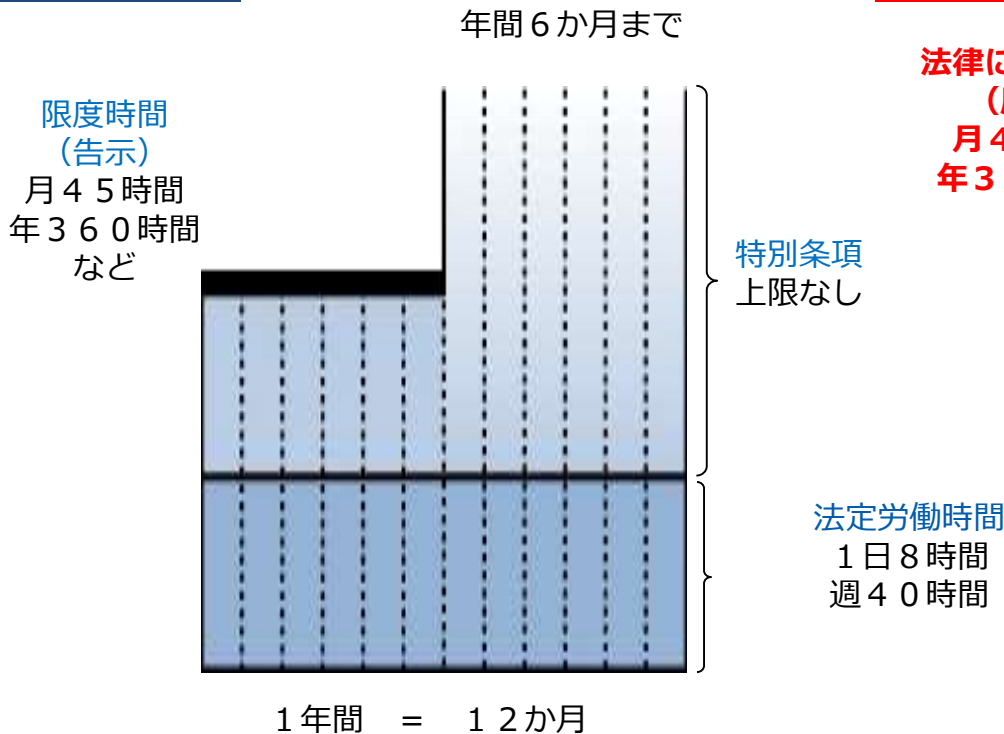


1. バス会社の現状
2. 改善基準告示について
3. 時間外労働の上限規制について
4. 改正の内容について
5. 改善基準告示 Q & A

時間外労働の上限規制について

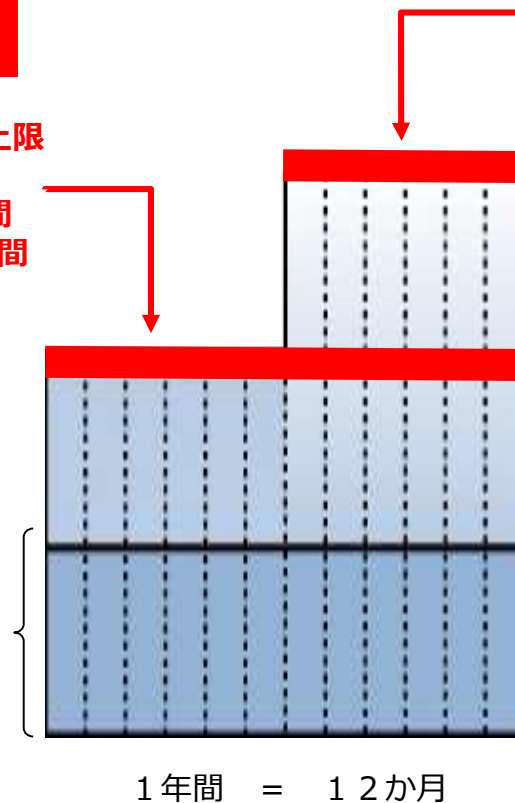
- ▷ 時間外労働の上限規制は、**月45時間**、**年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間**、**単月100時間未滿**（休日労働含む）、**複数月平均80時間**（休日労働含む）を限度
- ▷ 自動車運転の業務、建設事業、医師等は適用猶予・除外業務（事業）とされ、改正法施行後5年間（令和6年3月まで）は上記一般則の適用はない。
- ▷ 自動車運転業務従事者の上限時間（臨時的な特別な事情の場合）は**年960時間**とし、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。
- ▷ 自動車運転業務従事者への**上限規制の適用とあわせて改善基準告示についても見直す必要**がある。

法改正前



法改正後

法律による上限
(原則)
月45時間
年360時間



法律による上限
(例外)

一般労働者

- ・年720時間
- ・単月100時間未滿
(休日労働含む)
- ・複数月平均80時間
(休日労働含む)
- ・法律による上限(原則)
を超えられるのは
年6か月まで



自動車運転者

- ・年960時間
のみ

適用猶予業種における時間外労働の上限規制

- ▷ 自動車運転者については、令和6年4月以降、年960時間の上限規制の適用を受ける。
- ▷ 一方、一般労働者に適用される、45時間超えの上限回数（6か月まで）、単月上限（100時間未満）、複数月平均上限（80時間以内）については適用がない。

→ **ただし、この場合であっても、改善基準告示に定める拘束時間を遵守する必要がある。**

【現在】

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月	限度時間(原則)	45	-	-	-	45	-
	45時間超は6月まで	適用あり	-	-	-	適用あり	-
	単月上限(※)	100	-	-	-	-	-
	複数月平均上限(※)	80	-	-	-	-	-
年	限度時間(原則)	360	-	-	-	360	-
	上限	720	-	-	-	720	-

【令和6年4月～】

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月	限度時間(原則)	45	45	45	45	45	-
	45時間超は6月まで	適用あり	-	適用あり	-	適用あり	-
	単月上限(※)	100	-	100(注1)	100(注2)	100	-
	複数月平均上限(※)	80	-	80(注1)	-	80	-
年	限度時間(原則)	360	360	360	360	360	-
	上限	720	960	720	960(※)(注3) 1,860(※)(注4)	720	-



※ 休日労働も含む。

注1： 災害の復旧・復興の事業は、単月上限100時間・複数月平均上限80時間の規制は適用されない。

注2： 時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる者は、36協定に面接指導を行うこと等を定めることが必要。

注3： 医業に従事する一般の医師にかかる基準（A水準）。休日労働を含む。

注4： B水準、連携B水準、C水準の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師にかかる基準。休日労働を含む。

面接指導、労働時間が特に長時間である場合の労働時間短縮措置、勤務間インターバルの確保等を36協定に定めることが必要。

時間外労働の上限規制と改善基準告示（現行、バス）について

時間外労働の上限規制(労働基準法)			改善基準告示(現行、バス)	
一般則	自動車運転業務		時間外労働が可能な時間(※)	拘束時間
—	—	日	原則 4時間 最大 7時間	原則 13時間 最大 16時間 (15時間超は週2回以内)
限度時間 45時間 月平均 80時間 (含・休日労働) 単月 100時間 (含・休日労働)	限度時間 45時間 —	月	原則 86時間 (含・休日労働) 特例 114時間 (含・休日労働)	原則(月換算)281時間 特例(月換算)309時間 (貸切、年16週間以内)
限度時間 360時間 上限 720時間	限度時間 360時間 上限 960時間	年	原則 1,040時間 (含・休日労働) 特例 1,144時間 (含・休日労働)	原則(年換算)3,380時間 特例(年換算)3,484時間

※ 現行のバスの拘束時間を基に、時間外労働時間が可能な時間(一定の前提の下での平均値)を算出したものであることに留意。

所定労働時間8時間、休憩1時間と仮定して試算

$(2,080 + 260) \div 12 = 195\text{時間}$ ← この平均値との差を「時間外・休日労働が可能な時間」として算出

実際に時間外・休日労働が可能となる時間は、休憩時間や所定労働時間の設定、暦の巡り合わせ等により大きく異なりうる。

時間外労働及び休日労働に関する協定届の届出までの流れ

〈届出までの流れ〉

① 時間外労働及び休日労働に関する協定を締結(P25～27参照)

1か月45時間・1年360時間以内の時間数^(※1)とする場合

② 様式9号の3の4を作成
(P23参照)

1か月45時間・1年360時間を超える時間数^(※1,2)とする場合

② 様式9号の3の5を作成
(P23,24参照)

又は

※1 対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制により労働させる労働者の限度時間については1か月42時間、1年320時間です。

※2 延長時間数を1か月45時間・1年360時間超とする場合でも、自動車運転の業務については、時間外労働は1年960時間以内、自動車運転以外の業務については、時間外労働は1年720時間以内、時間外労働・休日労働の合計は単月100時間未満、2～6か月平均80時間以内、時間外労働が1か月45時間を超える回数は1年について6回までとしなければなりません。

(※P22～参照)

③ ②の様式に①の協定書を添付し、労働基準監督署に届出

様式第9号の3の4
又は
様式第9号の3の5
(原本)
②



時間外労働及び
休日労働に関する協定書
(写)
①



- ・ 控え(写)が必要な場合は、2部を労働基準監督署までお持ちください。受付印を押印し、1部を控えとして返戻します。
- ・ 36協定は、常時各作業場の見やすい場所へ掲示する等の方法によって、労働者に周知してください。

時間外労働及び休日労働に関する協定書

時間外労働及び休日労働に関する協定書(例)

〇〇バス株式会社代表取締役〇〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇バス株式会社労働者代表〇〇〇〇(〇〇バス労働組合執行委員長〇〇〇〇)は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)を超える労働及び変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超える労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総称を超える労働(以下「時間外労働」という。)並びに労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数(満18歳以上の者)	延長することができる時間		
				1日	1箇月	1年
① 下記に該当しない労働者	需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に対処するため	自動車運転者(バス)	20人	5時間	45時間	360時間
	一時的な道路事情の変化等に伴う運行の変化等に対処するため					
② 1年単位の定形労働時間制により労働する労働者	需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に対処するため	運行管理者	3人	5時間	45時間	360時間
	季節せめ車庫トラブルに対処するため	自動車整備士	3人	3時間	42時間	320時間
	月末の決算業務	経理事務員	5人	2時間	20時間	200時間

2 自動車運転者(バス)については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める1箇月及び1年又は4週平均1週及び52週についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数(満18歳以上の者)	労働させることができる法定休日の日数並びに始業及び終業の時刻
需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に対処するため	自動車運転者(バス)	20人	法定休日のうち、2週を通じて1回 -始業時刻 午前9:00 -終業時刻 午後11:00
需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に対処するため	運行管理者	3人	法定休日のうち、4週を通じて2回 -始業時刻 午前9:00 -終業時刻 午後11:00

2 自動車運転者(バス)については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める1箇月及び1年又は4週平均1週及び52週についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う臨時的な場合であって、次のいずれかに該当する場合は、第2条の規定に基づき時間外労働を行わせることができる時間を超過して労働させることができる。

	臨時的に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種類	従事する労働者数(満18歳以上の者)	1日			1箇月			1年		
				延長することができる時間数	限度時間を超過して労働させることができる回数	延長することができる時間数	延長することができる時間数	延長することができる時間数	延長することができる時間数	延長することができる時間数		
① 下記に該当しない労働者	突発的な需要の増大及び発注の変更に対処するため	運行管理者	3人	7時間	4回	60時間	550時間					
		手算、決算業務の集中	経理事務員	5人	6時間	3回	55時間	450時間				
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	突発的な需要の増大及び発注の変更に対処するため	自動車運転者(バス)	20人	6時間	8回	75時間	750時間					

2 前項の規定に基づいて限度時間を超過して労働させる場合の割増率は35%とする。なお、時間外労働が1箇月60時間を超えた場合の割増率は50%とする。

※休日労働の回数は2週に1回が限度です。
※年960時間を超えることはできません。

1日以上の労働時間を超えて労働させる場合における手続及び限度時間を遵守するための措置については、次のとおりとする。

項目	労働時間超過に対する手続等
労働者	-労働時間超過への同意による労働時間の承認 -休日労働時間について必要と認められる場合は、労働時間を超過した労働者の健康

については、第1条の規定により時間外労働を行わせることによって改善基準告示1年又は4週平均1週及び52週についての拘束時間並びに1日についてを超過することとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、第1項の限度とする。
またこの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合において、1箇月については、各条により定められた時間数等にかかわらず、時間外労働した時間数は、1箇月について300時間未満でなければならない。かつ2箇月未満の時間を超過しないこととする。
またこの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合において、月については、改善基準告示に定める労働時間の限度を超えて運転業務を行い、労働を行わせる場合は、原則として、直日の終業時刻までに該当労働者に適行を行わせる場合は、原則として、2日目の終業時刻までに該当労働者に適

2の前項における1年の起算日は、いずれも〇年4月1日とする。
1.〇年4月1日から〇年3月31日とする。

※延長することができる時間の「2週間」が告示改正によりなくなりました。

〇〇バス株式会社
労働者代表 〇〇〇〇 印
又は 〇〇バス労働組合
執行委員長 〇〇〇〇 印
〇〇バス株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

時間外労働及び休日労働に関する協定届(限度時間を超えない場合)

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の4)(限度時間を超えない場合)

様式第9号の3の4 (第70条関係)

時間外労働
休日労働 に関する協定届

労働保険番号		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>												
法人番号		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>												
事業の種類		事業の名称			事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間					
一般貸切旅客自動車運転事業(バス)		〇〇バス株式会社 〇〇支店			(〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)				〇〇〇〇年4月1日 から1年間					
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					1年(①については360時間まで、②については320時間まで) 起算日(年月日) 〇〇〇〇年4月1日			
						1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数
						5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間			
						5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間			
						3時間	3.5時間	42時間	52時間	320時間	370時間			
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者			自動車運転者(バス)	20人	7.5時間	5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間			
			運行管理者	3人	7.5時間	5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間			
			自動車整備士	3人	7.5時間	3時間	3.5時間	42時間	52時間	320時間	370時間			
			経理事務員	5人	7.5時間	2時間	2.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間			
休日労働		休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻						
						毎週2回	法定休日のうち、 2週を通じて1回	9:00~23:00						
						毎週2回	法定休日のうち、 4週を通じて2回	9:00~23:00						

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 経理担当事務員
氏名 山田 花子

又は 〇〇バス労働組合

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

〇〇〇〇年 3月 15日

使用者 職名 代表取締役
氏名 田中 太郎

〇〇 労働基準監督署長殿

時間外労働及び休日労働に関する協定届(限度時間を超える場合)

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の5)(限度時間を超える場合(特別条項))*1

様式第9号の3の5(第70条関係)

時間外労働 休日労働に関する協定届(特別条項)

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)				1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については 960時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数		延長することができる時間数 及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率		
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数と 休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と 休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)			
① 下記②以外の者	突発的な需要の増大及び発注の変更に対処するため	運行管理者	3人	7時間	7.5時間	4回	60時間	70時間	35%	550時間	670時間	35%
	予算、決算業務の集中	経理事務員	5人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%	450時間	570時間	35%
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	突発的な需要の増大及び発注の変更に対処するため	自動車運転者 (バス)	20人	6時間	6.5時間	8回	75時間	85時間	35%	750時間	870時間	35%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号)**2 (具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進、職場での時短対策会議の開催										
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)										<input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)		

協定の成立年月日 ○○○○年 3月 12日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名氏名 経理担当事務員 山田 花子

又は ○○バス労働組合

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

○○○○年 3月 15日

使用者 職名 代表取締役
氏名 田中 太郎

○○ 労働基準監督署長殿

*1 様式9号の3の5は、限度時間内の時間外労働についての届出書(1枚目)と限度時間を超える時間外労働についての届出書(2枚目)の2枚の記載が必要です。1枚目の記載は、P23の記載例を参照ください。

*2 限度時間を超えた労働者に対し、以下のいずれかの健康確保措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

①医師による面接指導 ②夜作業(22時~5時)の回数制限 ③就業から始業までの休息期間の確保(勤務間インターバル) ④代用休日・特別休暇の付与 ⑤健康診断 ⑥連続休暇の取得 ⑦心とからだの相談窓口の設置 ⑧産業転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩その他

1. バス会社の現状
2. 改善基準告示について
3. 時間外労働の上限規制について
4. 改正の内容について
5. 改善基準告示 Q & A

1か月、4週平均1週間当たりの拘束時間

	現行	見直し後
1か月の拘束時間		<ul style="list-style-type: none"> ▷ <u>年間3,300時間かつ1か月281時間を超えない。</u> ▷ <u>貸切バス等乗務者(※)については、労使協定により、年間6か月まで、年間3,400時間を超えない範囲内で、1か月294時間まで延長可。</u> <u>この場合、1か月281時間を超える月が4か月を超えて連続しない。</u> <p>(※) <u>新たに、乗合バスに乗務する者(一時的な需要に応じて追加的に自動車の運行を行う営業所において運転の業務に従事する者に限る。)を対象に追加。</u></p>
いずれかを選択 ↓ 4週平均1週の拘束時間	<ul style="list-style-type: none"> ▷ <u>65時間を超えない。</u> ▷ <u>貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び高速バスに乗務する者については、労使協定により、52週間のうち16週間まで71.5時間まで延長可。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▷ <u>52週間3,300時間かつ4週平均1週65時間を超えない。</u> ▷ <u>貸切バス等乗務者については、労使協定により、52週間のうち24週間まで、52週間3,400時間を超えない範囲内で、4週平均1週68時間まで延長可。</u> <u>この場合、4週平均1週65時間を超える週が16週間を超えて連続しない。</u>

【1か月あたりの拘束時間について】

法定労働時間、労働した場合の1か月あたりの拘束時間は

1年間の法定労働時間：40時間 × 52週 = 2,080時間

1年間の休憩時間：1時間 × 5日 × 52週 = 260時間

(2,080時間 + 260時間) ÷ 12か月 = 195時間

3,300時間 ÷ 12か月 = **275時間**

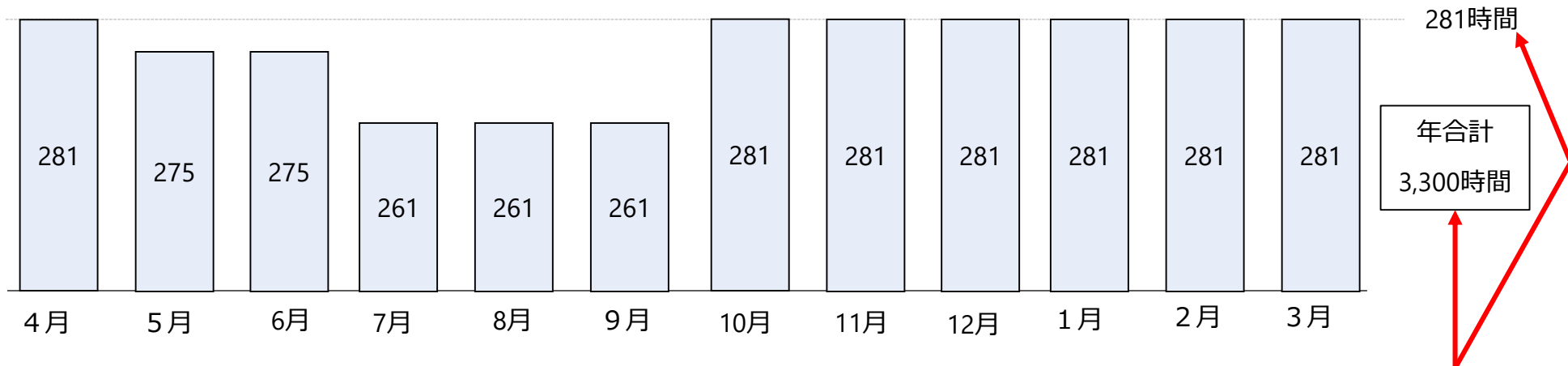
275時間 - 195時間 = **80時間**

→ **1か月あたり80時間の時間外・休日労働を行わせる場合の水準**

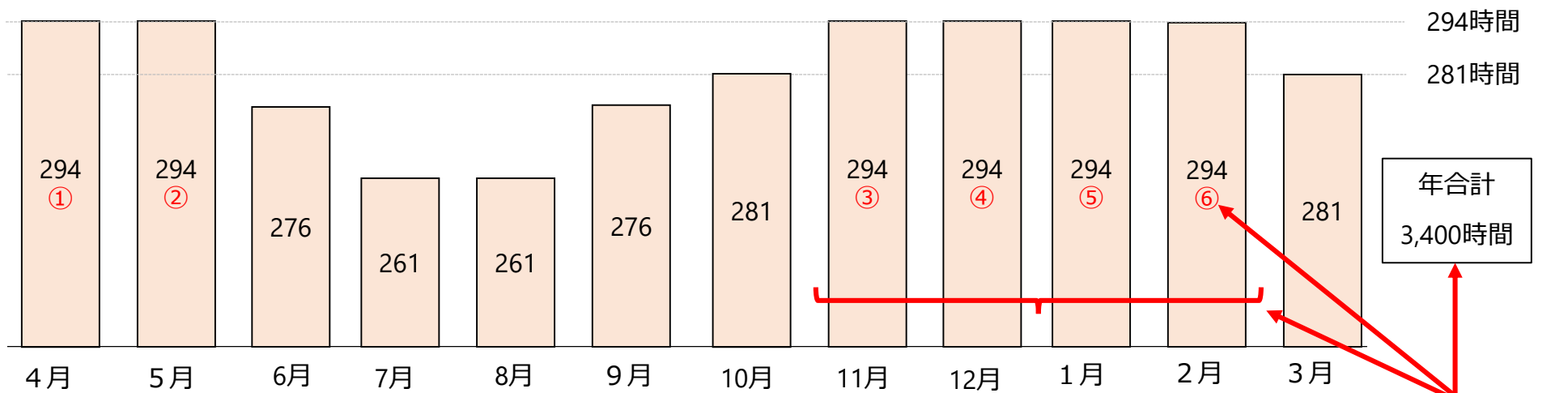
※この計算は、事業場ごとの所定労働時間や休憩時間の違いや、月の日数の違いを考慮していないため、あくまでも「目安」である。

1 か月、4 週平均 1 週間当たりの拘束時間

【例 1】 (見直し後、1 か月の拘束時間)



【例 2】 (見直し後、1 か月の拘束時間、貸切バス等乗務者の場合)



年3,300時間以下かつ月281時間以下

年3,400時間以下、月294時間は年6回まで、月281時間超は連続4か月まで

拘束時間の延長に関する協定書（1年・1か月）

（参考）1箇月及び1年の拘束時間の延長に関する協定書（例） （バス運転者）

〇〇バス株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇バス労働組合執行委員長〇〇〇〇（〇〇バス株式会社労働者代表〇〇〇〇）は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第5条第1項第1号イただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、貸切バスの運転の業務に従事する者とする。
- 2 1箇月及び1年の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
281 時間	288 時間	271 時間	271 時間	294 時間	290 時間	290 時間	294 時間	281 時間	271 時間	288 時間	281 時間	3,400 時間

- 3 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇バス労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
（〇〇バス株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印）

〇〇バス株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

労使協定の締結により、拘束時間について

1年 : 3,400時間以内

1か月 : 294時間以内（年6か月まで）

まで延長可

※以下の要件を満たす必要有

- 1か月の拘束時間が281時間を超える月は連続4か月を超えないこと

拘束時間の延長に関する協定書（52週・4週平均1週）

(参考)4週平均1週及び52週の拘束時間の延長に関する協定書(例) (バス運転者)

〇〇バス株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇バス労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇バス株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第5条第1項第1号口ただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、貸切バスの運転の業務に従事する者とする。
- 2 4週平均1週及び52週の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、4週の起算日は4月1日とする。

第1 4週 (4/1~4/28)	第2 4週 (4/29~5/26)	第3 4週 (5/27~6/23)	第4 4週 (6/24~7/21)	第5 4週 (7/22~8/18)	第6 4週 (8/19~9/15)	第7 4週 (9/16~10/13)
65時間 (4週合計 260時間)	68時間 (4週合計 272時間)	63時間 (4週合計 252時間)	65時間 (4週合計 260時間)	65時間 (4週合計 260時間)	66時間 (4週合計 264時間)	66時間 (4週合計 264時間)

第8 4週 (10/14~11/10)	第9 4週 (11/11~12/8)	第10 4週 (12/9~1/5)	第11 4週 (1/6~2/2)	第12 4週 (2/3~3/2)	第13 4週 (3/3~3/30)	52週間計
66時間 (4週合計 264時間)	68時間 (4週合計 272時間)	65時間 (4週合計 260時間)	64時間 (4週合計 256時間)	66時間 (4週合計 264時間)	63時間 (4週合計 252時間)	3,400時間

※ 3/31の拘束時間:928時間(1日+28日×260時間)

- 3 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇バス労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇バス株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇バス株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

労使協定の締結により、拘束時間について

52週 : 3,400時間以内

4週平均1週 : 68時間以内

(52週のうち24週まで)

まで延長可

※以下の要件を満たす必要有

➤ 4週平均1週の拘束時間が65時間を
超える週は連続16週を超えないこと。

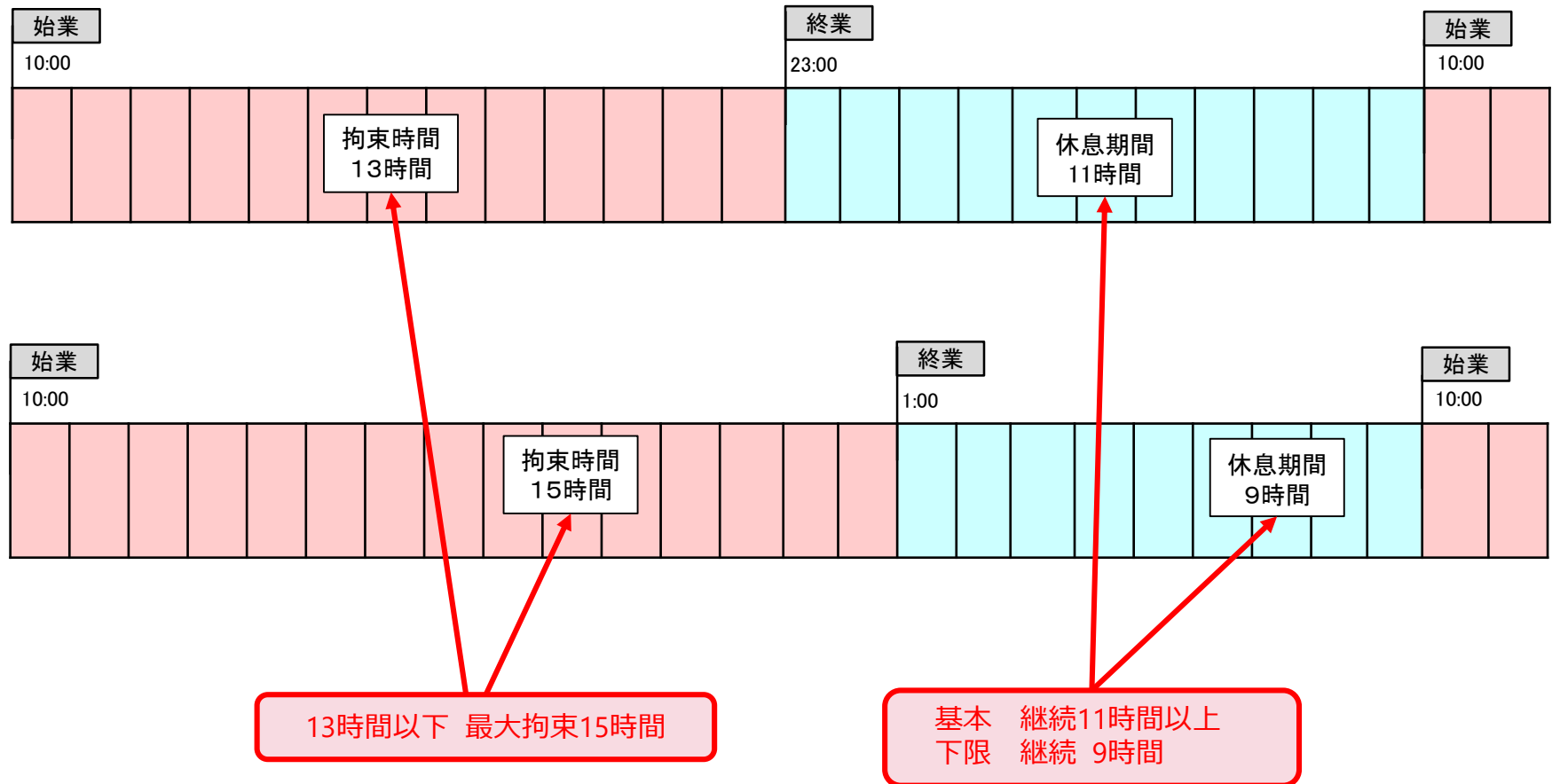
1日の拘束時間・休息期間、運転時間

	現行	見直し後
1日の拘束時間	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 13時間を超えない。 最大拘束時間は16時間。 15時間を超える回数は、1週間に2回以内。 	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 13時間を超えない。 最大拘束時間は15時間。 14時間を超える回数(※)をできるだけ少なくするよう努める。 (※) 通達において、「1週間について3回以内」を目安として示す。
1日の休息期間	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 勤務終了後、<u>継続8時間以上の休息期間</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 勤務終了後、<u>継続11時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らない</u>。

	現行	見直し後
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 2日平均1日当たり : 9時間を超えない。 4週平均1週当たり : 40時間を超えない。 ▷ <u>貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び高速バスに乗務する者については、労使協定により、52週間2,080時間を超えない範囲内で、52週間のうち16週間まで、4週平均1週44時間まで延長可。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▷ (変更なし) ▷ <u>貸切バス等乗務者については、(以下、変更なし。)</u>
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 4時間を超えない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▷ (変更なし) ▷ <u>高速バス及び貸切バスの高速道路(貸切バスの夜間運行にあつては、高速道路以外も含む。)の実車運行区間においては、概ね2時間までとするよう努める。</u>

1日の拘束時間・休息期間

【例】 1日の拘束時間・休息期間 (見直し後)

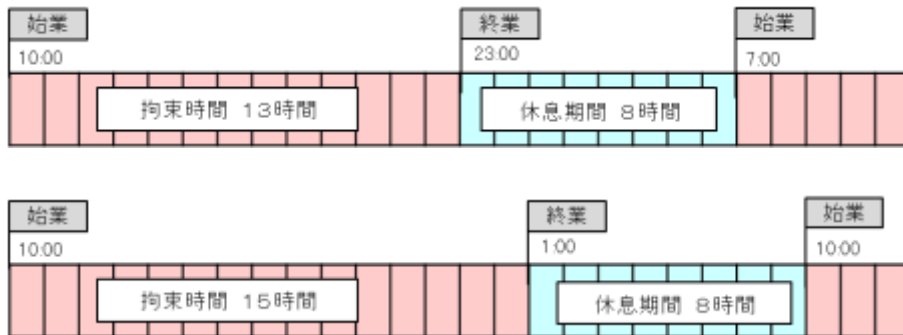


休息期間の考え方

改正前

○継続8時間以上の休息期間

【例】



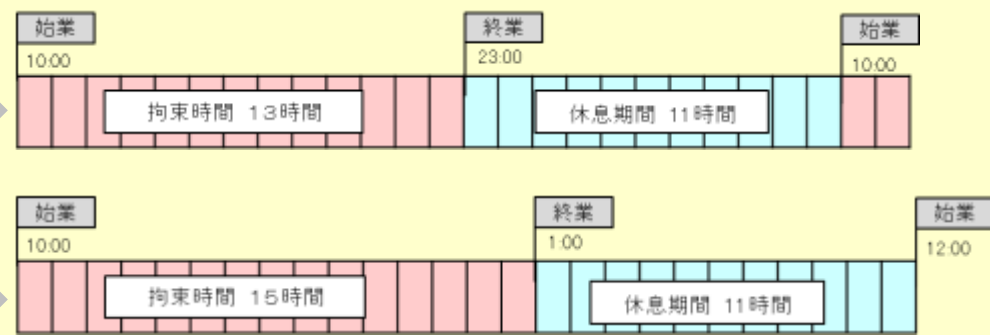
※「基本」である11時間以上の休息期間が確保されるよう、労使の自主的な改善に向けた努力が必要とされる。

改正後

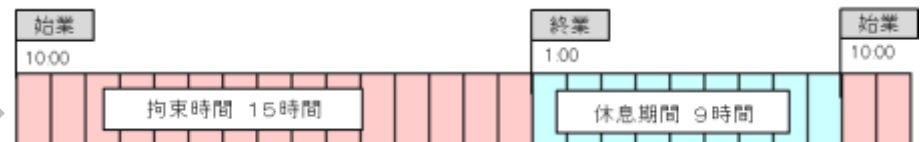
○継続11時間以上の休息期間を
与えるよう努めることを **基本**

○継続9時間を下回らない

基本



※上記のような勤務になるよう自主的改善の努力が必要



運転時間の延長に関する協定書

(参考)4週平均1週及び52週の運転時間の延長に関する協定書(例) (バス運転者)

〇〇バス株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇バス労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇バス株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第5条第1項第5号ただし書の規定に基づき、運転時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、貸切バスの運転の業務に従事する者とする。
- 2 4週平均1週及び52週の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、4週の起算日は4月1日とする。

第1 4週 (4/1~4/28)	第2 4週 (4/29~5/26)	第3 4週 (5/27~6/23)	第4 4週 (6/24~7/21)	第5 4週 (7/22~8/18)	第6 4週 (8/19~9/15)	第7 4週 (9/16~10/13)
39時間 (4週合計 156時間)	40時間 (4週合計 160時間)	38時間 (4週合計 152時間)	38時間 (4週合計 152時間)	42時間 (4週合計 168時間)	44時間 (4週合計 176時間)	42時間 (4週合計 168時間)
第8 4週 (10/14~11/10)	第9 4週 (11/11~12/8)	第10 4週 (12/9~1/5)	第11 4週 (1/6~2/2)	第12 4週 (2/3~3/2)	第13 4週 (3/3~3/30)	52週間計
44時間 (4週合計 176時間)	37時間 (4週合計 148時間)	40時間 (4週合計 160時間)	38時間 (4週合計 152時間)	38時間 (4週合計 152時間)	40時間 (4週合計 160時間)	2,080時間

※ 3/31の運転時間=5.71時間(1日+28日×160時間)

- 3 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

以上

〇〇バス労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇バス株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇バス株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

労使協定の締結により、運転時間について

4週平均1週：44時間以内

(52週のうち16週まで)

まで延長可

※以下の要件を満たす必要有

➤ 52週の総運転時間が2,080時間を超えないこと

時間外労働の上限規制と改善基準告示（見直し後、バス）について

時間外労働の上限規制(労働基準法)			改善基準告示(見直し後、バス)	
一般則	自動車運転業務		時間外労働が可能な時間(※)	拘束時間
—	—	日	原則 4時間 最大 6時間	原則 13時間 最大 15時間 (14時間超は週3回以内)
限度時間 45時間 月平均 80時間 (含・休日労働) 単月 100時間 (含・休日労働)	限度時間 45時間 —	月	原則 86時間 (含・休日労働) 特例 99時間 (含・休日労働)	原則 281時間(月選択) 特例 294時間(月選択) (貸切、年6月以内)
限度時間 360時間 上限 720時間	限度時間 360時間 上限 960時間	年	原則 960時間 (含・休日労働) 特例 1,060時間 (含・休日労働)	原則 3,300時間 特例 3,400時間

※ 見直し後のバスの拘束時間を基に、時間外労働時間が可能な時間(一定の前提の下での平均値)を算出したものであることに留意。

所定労働時間8時間、休憩1時間と仮定して試算

$(2,080 + 260) \div 12 = 195\text{時間}$ ← この平均値との差を「時間外・休日労働が可能な時間」として算出

実際に時間外・休日労働が可能となる時間は、休憩時間や所定労働時間の設定、暦の巡り合わせ等により大きく異なりうる。

例外的な取扱い（新設）

【例外的な取扱い（新設）】

【予期し得ない事象に遭遇した場合】

- ▷ 事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができる。ただし、勤務終了後は、通常どおりの休息期間（※）を与える。

（※） 休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らない。

（具体的な事由）

- ア 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- エ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

【軽微な移動の必要が生じた場合】

- ▷ 緊急通行車両等、他の車両の通行の妨げを回避するなど、運行計画上予定していた位置で駐車又は停車しているときに軽微な移動を行う必要がある場合には、記録が認められる場合に限り、一の連続運転時間当たり30分を限度として連続運転時間から除くことができる。

【適用除外業務】

- ▷ 改善基準告示の適用除外業務に、「一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業」において、災害対策基本法等に基づき、都道府県公安委員会から緊急通行車両であることの確認、標章及び証明書の交付を受けて行う緊急輸送の業務を加える。

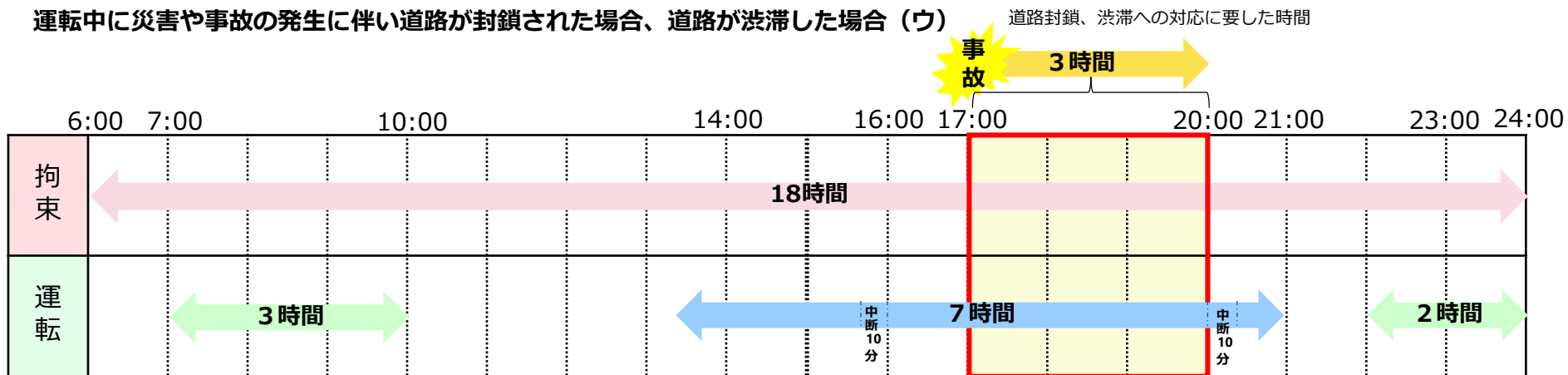
予期し得ない事象の考え方について（バス）

- ▶ 事故、故障、災害等通常予期し得ない事象に遭遇し（ア～エに掲げる場合に限る）、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができることとする。ただし、勤務終了後は、通常どおりの休息期間（※）を与えるものとする。

（※） 休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

- ア 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- エ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

（例） 運転中に災害や事故の発生に伴い道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合（ウ）



- 拘束時間 18時間 ⇒ 18時間 - 3時間 = 15時間（1日の拘束時間の基準を満たす）
（ただし、賃金支払いの対象とすべき労働時間は、18時間 - 休憩時間）
- 運転時間 12時間 ⇒ 12時間 - 3時間 = 9時間（前後の日のいずれかが9時間以下なら基準を満たす）
- 連続運転時間 7時間 ⇒ 7時間 - 3時間 = 4時間（連続運転時間（4時間以下）の基準を満たす）

考え方

- ▶ 予期し得ない事象に対応した時間について、1日の拘束時間、運転時間、連続運転時間から除くことができるが、1年・1か月の拘束時間から除くことはできない。
- ▶ 予期し得ない事象に対応した場合、勤務終了後は、通常どおりの休息期間を与える必要がある。

軽微な移動の考え方について（バス）

- 緊急通行車両等、他の車両の通行の妨げを回避するなど、運行計画上予定していた位置で駐車又は停車しているときに軽微な移動を行う必要がある場合には、記録が認められる場合に限り、一の連続運転時間当たり30分を限度として連続運転時間から除くことができることとする。

※「連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）は、4時間を超えないものとする。」（改善基準告示第4条第1項第5号、第5条第1項第5号）

運行計画

	運転			中断			運転			中断		
	2時間	12分	6分	2分	1時間半	15分	10分	8分	14分	10分		
現行	運転	中断	運転	中断(※)	運転	中断	運転	中断(※)	運転	違反		
見直し後	運転	中断	運転 (軽微な移動)	中断(※)	運転	中断	運転 (軽微な移動)	中断(※)	運転 (軽微な移動)	A		

(※) 10分未満の場合は、連続運転における「運転の中断」にカウントされない。

考え方

- いったん駐車又は停車した状態から移動を開始する場合に限る。
- 一の連続運転時間(運転を開始してから、合計30分以上の「運転の中断」により連続運転時間が終了するまでの間をいう。以下同じ。)当たり合計30分までとし、一回当たりの下限時間は設けない。
- 一の連続運転時間につき、「軽微な移動」が合計30分を超えた場合は、超過分の時間(上記図のA)は通常通り連続運転時間として合算される。
- 連続運転時間からは除外できるが、労働時間には該当し、拘束時間及び運転時間の規制の適用に当たっては除外されない。
- 合計30分以上の「運転の中断」により連続運転時間がリセットされた場合は、「軽微な移動」も新たにカウントが開始されることとなる。

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務について

- ▷ 現行では、貨物自動車運送事業のみ、以下のとおり適用除外対象業務が定められている。
- ▷ 今回の見直しにより、バスにおいても **下記 1 (1) の業務** を適用除外対象業務とすることとされた。

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務について（平成9年3月26日基発第901号）

1 適用除外対象業務

貨物自動車運送事業における次の業務とする。

- (1) 災害対策基本法及び大規模地震特別措置法に基づき、都道府県公安委員会から緊急通行車両であることの確認、標章及び証明書の交付を受けて行う緊急輸送の業務
- (2) 消防法に基づき、関係消防機関に移送計画を届け出て行うアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及びこれらの含有物のタンクローリーによる運送の業務
- (3) 高圧ガス保安法に基づき、事業所の所在地を管轄する通商産業局長に移動計画書を届け出、その確認を受けて行う可燃ガス、酸素、毒性ガス等の高圧ガスのタンクローリーによる運送の業務
- (4) 火薬類取締法に基づき、都道府県公安委員会に運搬に関する計画を届け出、運搬証明書の交付を受けて行う火薬、爆薬等の火薬類の運送の業務
- (5) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、運輸大臣の確認を受け、かつ、都道府県公安委員会に運送計画を届け出て行う核燃料物質等及び放射性同位元素等の運送の業務

2 上記1の業務に従事する期間を含む1か月の拘束時間及び2週間の運転時間の上限

上記1の業務に従事しない期間については改善基準が適用されるが、この業務に従事する期間を含む1か月の拘束時間及び2週間の運転時間の上限は次のとおりである。

(1) 1か月の拘束時間については、次の式により計算した時間を超えないものとする。

$$[(\text{上記1の業務に従事した月の日数}) - (\text{上記1の業務に従事した日数})] \div (\text{上記1の業務に従事した月の日数}) \times (\text{上記1の業務に従事した月の拘束時間})$$

(2) 2週間の運転時間の上限は、次の式により計算した時間を超えないものとする。

$$[14 - (\text{上記1の業務に従事した日数})] \div 14 \times 88$$

3 届出書又はその写の備え付け等

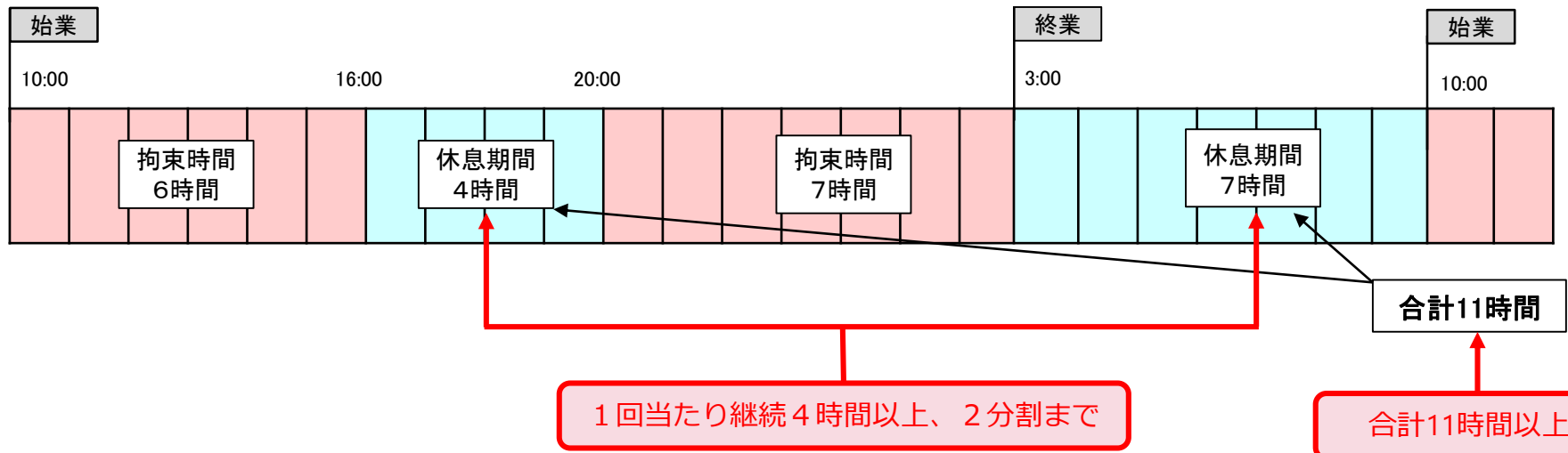
上記1の業務を行うに当たっては、適用除外業務に該当することが明らかとなる関係法令に基づく各種行政機関への届出書又はその写を事業場への備え付け及び自動車運転者ごとの下記の業務に従事した期間が明らかとなる記録の整備が必要である。

また、上記1の業務に従事する期間の直前において改善基準に定める休息期間を与えなくてはならないことはもとより、当該業務に従事する期間の直後においても継続8時間以上の休息期間を与えることが要請されるものである。

特例：①分割休息特例

	現行	見直し後
分割休息特例	<ul style="list-style-type: none"> 業務の必要上、勤務終了後、<u>継続8時間以上</u>の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数<u>の2分の1</u>を限度に、休息期間を分割して与えることができる。 分割された休息期間は、1回当たり継続4時間以上、<u>合計10時間以上</u>でなければならない。 一定期間は、<u>原則として2週間から4週間程度</u>とし、業務の必要上やむをえない場合であっても<u>2か月程度を限度</u>とする。 分割は、<u>2分割に限らず、3分割も可</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の必要上、勤務終了後、<u>継続9時間以上</u>の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数<u>の2分の1</u>を限度に、休息期間を分割して与えることができる。 分割された休息期間は、1回当たり継続4時間以上、<u>合計11時間以上</u>でなければならない。 一定期間は<u>1か月を限度</u>とする。 分割は、<u>2分割まで</u>。

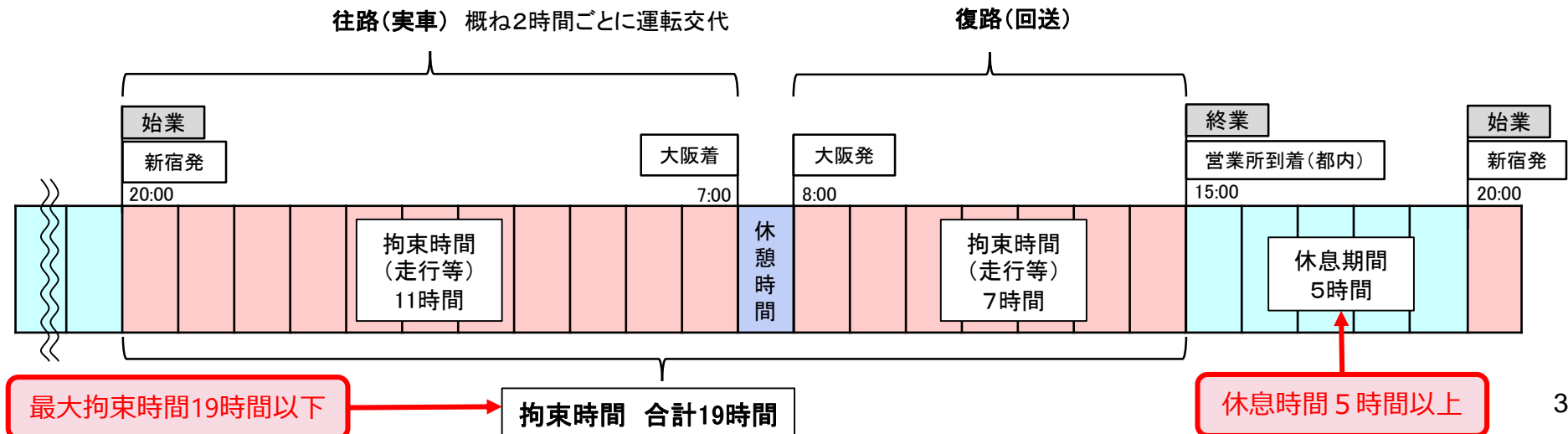
【例】（見直し後）



特例：② 2人乗務特例

	現行	見直し後
2人乗務特例	<p>▷ 自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合（車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。）においては、<u>最大拘束時間を20時間まで延長可。休息期間を4時間まで短縮可。</u></p>	<p>▷ 自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合（車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。）には、 ア <u>運転者のための専用の座席として、身体を伸ばして休息できるリクライニング方式の座席が少なくとも一座席以上確保されている場合、最大拘束時間を19時間まで延長可。休息期間を5時間まで短縮可。</u> イ <u>車両内ベッドが設けられている場合や、上記アに掲げる場合であってカーテン等により他の乗客からの視線を遮断する措置が講じられている場合、最大拘束時間を20時間まで延長可。休息期間を4時間まで短縮可。</u></p>

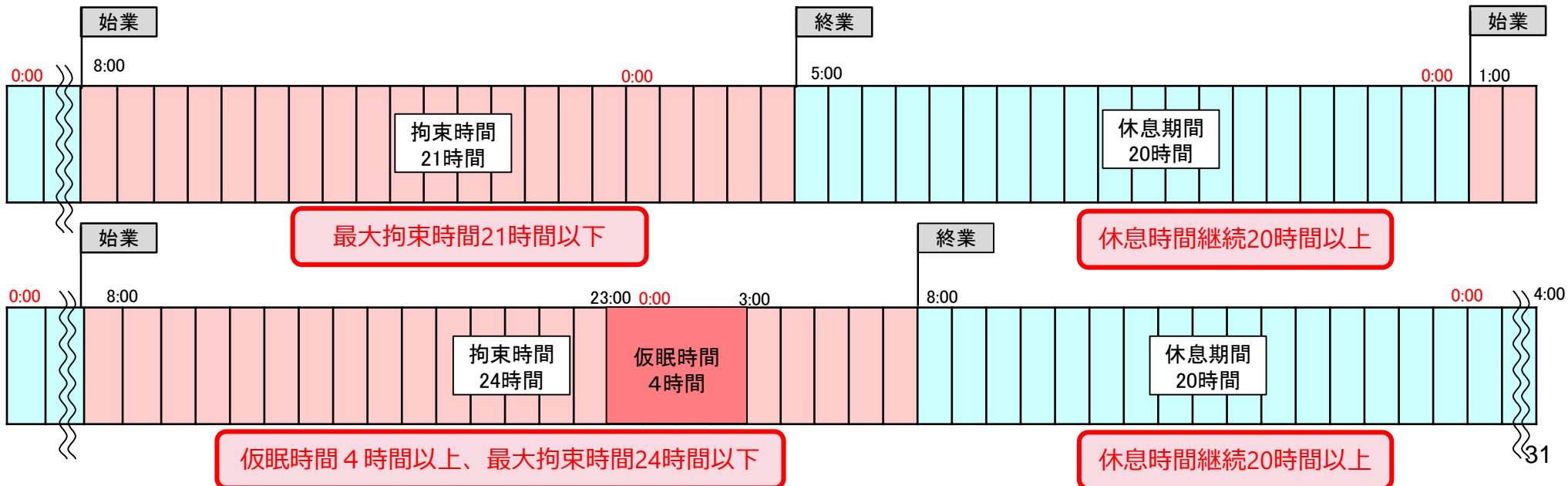
【例】（見直し後：リクライニング方式の座席が確保されている場合（アの場合））



特例：③隔日勤務特例

	現行	見直し後
隔日勤務特例	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 2 暦日における拘束時間は、21 時間を超えない。 ▷ 事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、夜間に4 時間以上の仮眠時間を与える場合には、2 週間について3 回を限度に、拘束時間を24 時間まで延長可。 2 週間126 時間（21 時間×6 勤務）を超えない。 ▷ 勤務終了後、継続20 時間以上の休息期間。 	<ul style="list-style-type: none"> ▷ （変更なし）

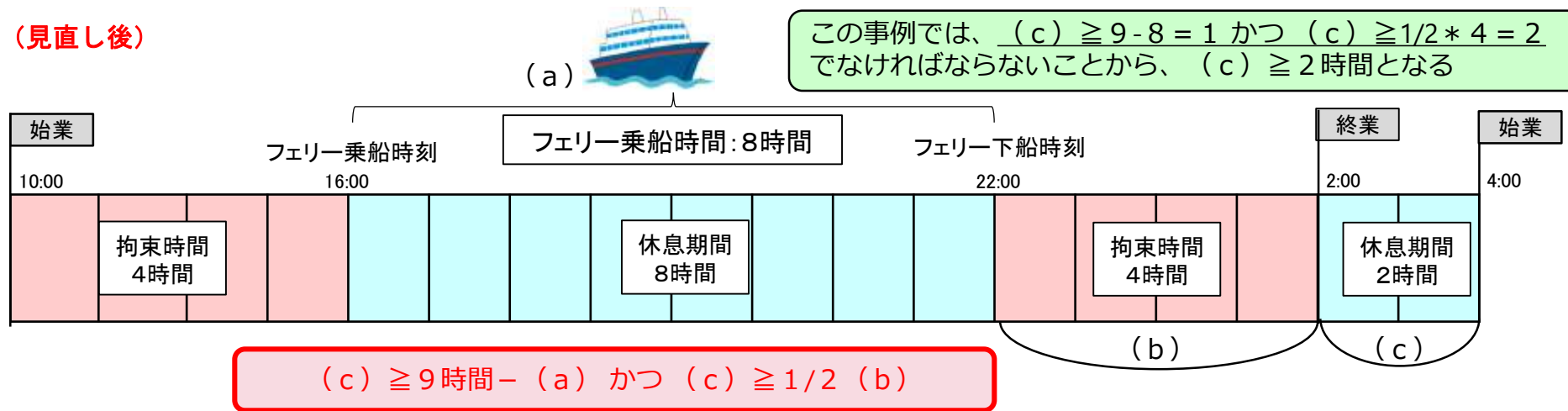
【例】



特例：④フェリー特例、休日労働

	現行	見直し後
フェリー特例	<ul style="list-style-type: none"> ▶ フェリー乗船時間のうち2時間については拘束時間として取り扱い、その他の時間は休息期間として扱う。 ▶ フェリー乗船時間が2時間を超える場合には、与えるべき休息期間の時間から、フェリー乗船中の休息期間について減ずることができる。 <p>ただし、減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない(※)。 (※) 2人乗務の場合を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ フェリー乗船時間(a)は、原則として、休息期間として扱う。 ▶ 与えるべき休息期間の時間から、フェリー乗船中の休息期間について減ずることができる。 <p>ただし、減算後の休息期間(c)は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間(b)の2分の1を下回ってはならない(※)。 (※) 2人乗務の場合を除く。</p>

【例】 (見直し後)



	現行	見直し後
休日労働	▶ 2週間について1回を超えない。	▶ (変更なし)

1. バス会社の現状
2. 改善基準告示について
3. 時間外労働の上限規制について
4. 改正の内容について
5. 改善基準告示 Q & A

Q & A

Q

例えば、出勤予定の自動車運転者 A が欠勤し、運行管理者 B が代わりに運転をする場合、運行管理者 B に改善基準告示は適用されますか。

A

自動車運転者 A の欠勤のため、運行管理者 B が代わりに運転をする場合であって、B が当該業務に従事する時間が年間総労働時間の半分以上を超えることが見込まれないときは、B は「自動車の運転の業務に主として従事する」者には該当しません。

Q

当社では、毎年、1月1日～12月31日を有効期間として拘束時間等延長の労使協定を締結し、実拘束時間についても同じ期間で計算していますが、

- ① 今回の改善基準告示の改正を踏まえ、令和6年4月1日開始の協定を締結し直さなければならないのでしょうか。
- ② また、実拘束時間はどの時点から、新告示が適用されるのでしょうか。1年間の拘束時間は按分して計算するのでしょうか。

A

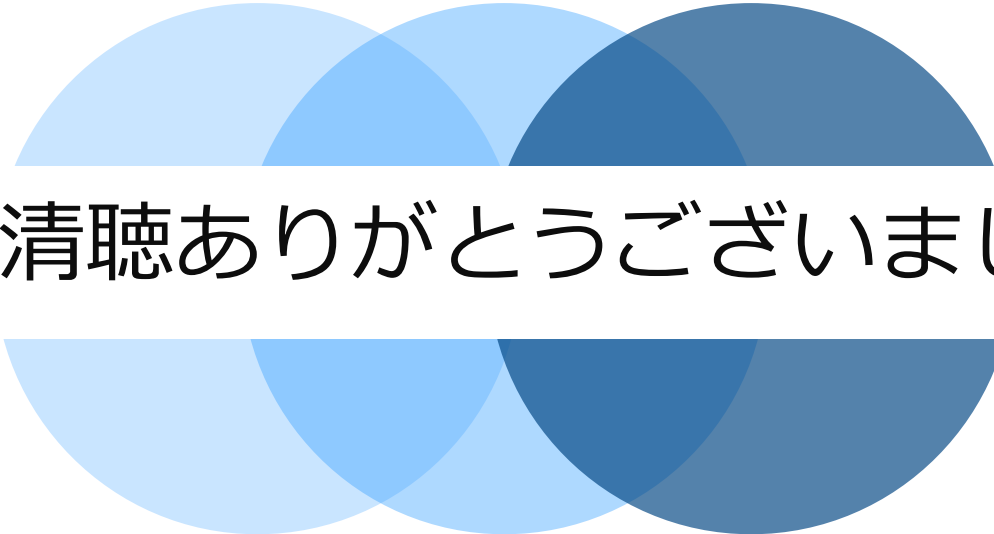
令和6年3月31日以前に締結した労使協定で拘束時間等を延長している場合で、当該協定の有効期間の終期が令和6年4月1日以後であるときは、同日開始の協定を締結し直す必要はなく、同日以後に新たに定める協定から、新告示に対応していただくこととなります。例えば、令和5年10月1日～令和6年9月30日など、令和6年4月1日をまたぐ労使協定を締結している場合は、令和6年10月1日以降の協定について、新告示に対応していただくこととなります。

Q

例えば、バス運転者 A が運転する車両が予期せず故障し、代わりにバス運転者 B が急ぎょ、別の車両で事故現場に駆けつけ、運行する場合、バス運転者 B の運転時間を予期し得ない事象への対応時間として除くことはできますか。

A

「予期し得ない事象への対応時間」として除くことができる時間は、運転者が運転中に予期せず事象に遭遇した場合に限られますので、代行者のバス運転者 B が対応する時間は「予期し得ない事象への対応時間」に該当しません。



ご清聴ありがとうございました